ACSES ニュースレター_２１０４号（2021 年 5 月 20 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除<厚生労働省>
[原子力施設全般]
・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示（原子力規制委員会告示第 3 号）<官報>
・点検放置で幻となった「夢の原子炉」　もんじゅ廃炉へ<新聞報道>
[大災害対策]
・新避難情報 きょうから開始 レベル 4「避難指示」までに避難を<放送報道>
○災害救助法関係の一部改正
・災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 32 号）<官報>
・災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（内閣府告示第 71 号）<官報>
・災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等の一部を改正する件（内閣府告示第 72 号）<官報>
[2]［特集］新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 代替フロン分野での 2050CN に向けた今後の取組の方向性について-とりまとめ<経済産業省>
[4] 健康安全
◇健康増進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 97 号）<官報>
[5] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。<農林水産消費安全技術センター>
[6] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 834 号）<官報>
◇有機質資材と被覆尿素肥料の窒素肥効を見える化するウェブサイトを公開－化学肥料の使用低減に役立ちます－<国立環境研究所>
[7] 食品安全衛生関係
◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第 202 号)<官報>
◇特定保健用食品の表示許可について<消費者庁>
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(令和 3 年 5 月 13 日生食発 0513 第 1 号)<厚生労働省>
◇食品安全情報（化学物質）　No. 10(2021)を掲載しました。<国立医薬品食品衛生研究所>
[8] 温暖化対策関係

駒草（コマクサ）

◇みどりの食料システム戦略の策定について〈農林水産省〉
◇「気候非常事態宣言」　世界各地の国会や地方議会で次々〈新聞報道〉
◇「排出ゼロ」可能？国際機関が描く 2050 年の世界〈新聞報道〉
◇「原発が絶対に不可欠」　米大統領補佐官が温暖化対策で明言〈Web 報道〉
[9] 環境安全関係
◇つくば大気質モニタリングデータ（2020 年分）の公開を開始しました〈国立環境研究所〉
[10] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］ 5 件　　［公募結果、意見募集結果］ ２件　　［調査予定］ １件
[11] その他省庁発表
◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（法律第 34 号）〈官報〉
◇厚生労働科学研究費補助金等取扱規程及び調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 203 号）〈官報〉
[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　５件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
[付録]
◇デジタル社会形成基本法及び関連法
〇デジタル社会形成基本法（法律第 35 号）〈官報〉
〇デジタル庁設置法（法律第 36 号）〈官報〉
〇デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第 37 号）〈官報〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除（原子力災害対策本部長指示）
＜厚生労働省　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T7c4eawVKxqYJt3dY
本日、原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限が指示されていた、茨城県の霞ケ浦（かすみがうら）、北浦（きたうら）及び外浪逆浦（そとなさかうら）並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川（ひたちとねがわ）において採捕されたアメリカナマズ（養殖により生産されたものを除く）について、出荷制限の解除を指示しました。

[原子力施設全般]

・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示（原子力規制委員会告示第 3 号）
［官報］ 令和 3 年 5 月 19 日　本紙　第 494 号　9～10 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210519/20210519h00494/20210519h004940009f.html

〇原子力規制委員会告示第 3 号

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年心皿匹四飴令第二号）第七条第一号の表へ及び第十四条の表への規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定

に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和３年５月 19 日　　原子力規制委員会委員長　　更田　豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表ヘ及びチ並びに第十四条の表ヘ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表ヘ及びチ並びに第十四条の表ヘ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第十四号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げていて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表ヘ及びチ並びに第十四条の表ヘ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設） **第二条**　通報事象等規則第七条第一号の表ヘ及び第十四条の表への照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、次の各号に掲げる原子力事業所に設置される当該各号に掲げる実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設とする。 ［一～九　略］ 十　東北電力株式会社女川原子力発電所　一号炉 十一　四国電力株式会社伊方発電所　二号炉	［各号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である	

・点検放置で幻となった「夢の原子炉」　もんじゅ廃炉へ

＜朝日新聞　2021 年５月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5L4VHCP51PTIL005.html

2013 年５月 13 日付の朝日新聞朝刊１面に「もんじゅ　停止命令へ」の見出しの記事が載った。日本原子力研究開発機構が高速増殖原型炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）で１万点に及ぶ点検を放置し、原子力規制委員会が運転再開の作業を禁じることを特報した。

この不正行為が、もんじゅ廃炉の引き金となった。

「陸の孤島を豊かにしてくれた夢の施設だった」。冷たい風が吹きつける砂浜から巨大な原子炉建屋を見つめ、橋本昭三さん（92）は言った。

15 世帯が暮らす敦賀市白木地区の元区長。旧動力炉・核燃料開発事業団（現機構）の職員３人が自宅を訪ねてきたのは、1970 年２月のことだ。「新しい原発を造りたい」。もんじゅ建設の申し出だった。これを逃せば、「集落は消える」と思った。港や道路が造られ、働き先ができた。

■「信じられないほどの税金」…

[大災害対策]

・新避難情報 きょうから開始 レベル４「避難指示」までに避難を

＜NHK　2021 年５月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210520/k10013040561000.html

大雨などの災害時に自治体が発表する避難の情報は「避難勧告」が廃止されて「避難指示」に一本化されるなど大幅に変わり、20 日から運用が始まりました。５段階の警戒レベルのうち、レベル４の「避難指示」の段階までに危険な場所から避難することが重要です。

避難などに関する情報は、おととしから５段階の大雨警戒レベルに分けて運用されてきましたが、必ずしも的確な避難につながっていないとして再び変更され、20 日午前０時から運用が始まりました。

▽レベル３は「高齢者等避難」で、これまでの「避難準備の情報」から名称が変わりました。高齢者や体の不自由な人は避難を始めてください。

▽レベル４は「避難指示」。

これまで「避難勧告」と「避難指示」がありましたが、違いが分かりにくいとして一本化されました。危険な場所にいる人は全員、避難が必要です。

土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が出るなど、従来の「避難勧告」のタイミングで発表されます。

▽レベル５は「緊急安全確保」。

従来の「災害発生情報」に代わって設けられ災害が発生しただけでなく、切迫している状況などにも発表されます。

周辺の状況を確認して近くの頑丈な建物に移動するほか、外に出ることも危険な場合は建物の２階以上や崖から離れた場所に移動するなど、少しでも安全な場所で命の助かる可能性の高い行動を求めています。

しかし、緊急安全確保は必ず発表されるというわけではありません。

あくまで「避難し遅れた人の次善の行動」とされています。

レベル５を待つことなく、レベル４の「避難指示」の段階までに避難をするよう求めています。

早くも各地で大雨が予想される気象状況となり、運用開始直後に新しい情報が発表されるおそれもあります。

戸惑うことなく対応できるよう避難するタイミングや場所などをぜひ再確認してください。

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難の情報
5	命を守って!	緊急安全確保
↓ここまでに必ず避難↓		
4	危険場所から避難	避難指示
3	高齢者など避難	高齢者等避難
2	避難方法 確認	―
1	最新情報に注意	―

○*災害救助法関係の一部改正*

・災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 32 号）

［官報］　令和３年５月 20 日　本紙　第 495 号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210520/20210520h00495/20210520h004950002f.html

---

・災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（内閣府告示第 71 号）

［官報］　令和３年５月 20 日　本紙　第 495 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210520/20210520h00495/20210520h004950004f.html

---

・災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等の一部を改正する件（内閣府告示第 72 号）

［官報］　令和３年５月 20 日　本紙　第 495 号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210520/20210520h00495/20210520h004950005f.html

****

[2] *［特集］新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9Q2CwxavkaAinGpnY
・検疫所職員の新型コロナウイルス感染について
＜厚生労働省　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W6MsbbgBPw6MMsPJY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 5 月 19 日版）
＜厚生労働省　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=GeFuL_pDfUz0cICLY
・「都道府県別の変異株（ゲノム解析）確認数」を掲載しました
＜厚生労働省　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=HeVqK_5HeUjKdIqPY

◇マスコミ報道　見出し

・感染者が半月で１０万人増、新たに５８１８人…重症者は最多の１２９３人
＜読売新聞　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210519-OYT1T50223/

・全国感染「上げ止まり」　変異株で「減少に長期間必要」―厚労省助言組織
＜時事ドットコム　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021051901274&g=cov
---

[対策・予防]

◇省庁発表

・事業者におけるテレワーク等の実施状況を取りまとめました
＜経済産業省　2021 年 5 月 19 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210519002/20210519002.html?from=mj
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・「日本型変異株」発生のリスク　「遅すぎ」接種ペースが招く！？
＜AERAdot.　2021 年 5 月 19 日＞　https://dot.asahi.com/wa/2021051800062.html
・ワクチン接種証明、発行検討へ　政府
＜時事ドットコム　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021051901200&g=pol
---

◇大学等関係

・「休むと選手に…」無理する心理も？運動部でクラスター
＜朝日新聞　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5L7235P5LOHGB005.html

新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、岐阜県内では 5 月 1 日～10 日の感染者のうち 20 代以下が約 4 割を占めるなど、若者の感染が目立つ。今月に入って、三つの大学の運動部で計 4 件のクラスター（感染者集団）が認定された。県は改めて大学生らに感染対策を呼びかけている。

運動部のクラスターは 5 月だけで、朝日大（瑞穂市）で 2 件、中部学院大（関市）、岐阜協立大（大垣市）で各 1 件発生。感染者は部員や指導者、家族ら 74 人にのぼる（18 日現在）。

中部学院大では部員ら約 120 人が寮で生活しており、広報担当者は「共用部分の消毒や食事を各自の部屋でとるなど対策を取ってきたが、どこかに気の緩みがあったのか」と肩を落とす。

朝日大でも体調管理のチェック表をつくるなど指針を定めて活動してきた。広報担当者は「団体競技では、体調不良で休むと選手になれないと無理をする心理も働く。若者の心情に沿った形で改めて対策を徹底したい」と話す。

県によると、クラスターが発生した運動部のうち、鼻を出してマスクを着用したり、寮の中で体温計を使い回したりして感染拡大につながった例がある。以前にもクラスターが発生した部で、再び発生した例もある。

県健康福祉部の堀裕行部長は「過去にクラスターが発生したところで（再び）発生し、大変残念」と話し、体調

不良の場合は練習に出ないなど、基本的な感染対策を徹底するよう求めた。

運動部でのクラスター発生を受け、3 大学は 5 月末まで、原則として授業をリモートで実施している。

県は「まん延防止等重点措置」の期間中の 31 日まで、県内の小中高校や大学などに学校運営の指針を示している。大学にも課外活動や練習試合を原則として中止・延期するよう求めた。4 月以降に感染した県内の大学生の行動例も示して、注意を呼びかけている。（高木文子、松永佳伸）

新型コロナウイルスに感染した県内在住の大学生の行動例（県発表に基づく）

・愛知県内の実家に帰省。数日後に発熱したが解熱したため、せきは続いていたが登校した

・4 月下旬、まん延防止等重点措置が適用中の名古屋市で「夜の店」2 軒をはしご。午後 8 時までの時短要請がされていたが、午後 10 時以降に店を利用した

・週 6 日間、朝と夕方に 40～50 人規模で部活の練習。ミーティング以外はマスクを着用せず

・部活の新入生同士で焼き肉店やスーパー銭湯を巡る。部活動中もマスクを着用せず大声を出していた

・<u>台湾でコロナ急拡大 全学校でオンラインに 拡大のきっかけは…</u>

＜NHK　2021 年 5 月 18 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210518/k10013037371000.html?utm_int=all_side_ranking-social_005

新型コロナウイルスの感染が急拡大している台湾。感染者がここ数日で増え続け、17 日の新たな感染確認は 330 人を超えました。当局は 19 日からすべての学校で対面授業を取りやめ、オンライン学習に切り替えることにしました。見えてきた感染急拡大のきっかけは…。

台湾当局によりますと、海外から到着した人などを除き、新型コロナウイルスへの感染が確認された人は、18 日新たに 240 人確認されたということです。

また、新たに 2 人が死亡し、累計の死者数は 14 人になりました。

当局は 19 日から今月 28 日までの間、台湾のすべての学校で対面での授業を取りやめ、オンライン学習に切り替えることを決めました。

感染者が特に多い北部の 2 つの市では独自に 18 日から対面での授業を停止していて、台北市内の学校や幼稚園は門が閉じられ、ひっそりとしていました。

ワクチン 1 回接種 0.9% 蔡総統「海外調達ワクチンが届く」

一方、台湾では、ワクチンを少なくとも 1 回接種した人の割合が人口およそ 2350 万の 0.9%にとどまっています。

これについて蔡英文総統は「さまざまなルートを通じて海外で調達するワクチンが続々と届くことになっているので、心配しないでほしい」と呼びかけました。

また、台湾の複数の製薬会社によるワクチンの開発も進んでいて 7 月末までには供給が始まるという見通しを示しています。

感染拡大のきっかけは…国際線のパイロットか

台湾では渡航制限や隔離などの対策を厳格に実施し、海外から到着した人などを除いた域内での感染を少なく抑え込んできました。

こうした中、感染が拡大したきっかけの 1 つと見られているのが、国際線のパイロットの感染です。

海外から到着した人の隔離期間は原則として 14 日間ですが、航空会社のパイロットは例外扱いとされ、最も短かった時期には 3 日間でした。

先月 20 日以降、国際線のパイロットや乗組員、その家族への感染が相次いで確認されました。

感染は、隔離先となっていたホテルの従業員らにも広がりました。これらの人たちは台北市や近隣地域の飲食店などに立ち寄っていたということです。

また、今月に入ると、海外への渡航歴がない人の感染確認が増え始め、接待を伴う飲食店やゲームセンターでクラスターが発生しました。

台湾当局は 11 日、全域の警戒レベルを 4 段階の上から 3 番目に引き上げました。

その後も毎日 2 けたの感染確認が続き、15 日には前日までの 1 年余の累計 164 人を一気に上回る 180 人の新規感染が確認され、特に感染者が多い台北市と新北市の警戒レベルが上から 2 番目に引き上げられました。

名物 夜市の屋台は閑散 「売り上げは 8 割減」

新型コロナウイルスの感染が急拡大している台湾では、名物の夜市の屋台と客の数が激減し、閑散としています。このうち台北市内にある「寧夏夜市」はおよそ300メートルにわたってさまざまな食べ物の屋台が並び、ふだんは大勢の地元の人たちや観光客でにぎわいます。
しかし、17日夜現地を訪れると、屋台どうしの間隔が大きく開いていて、いつもは見られる客の行列はありませんでした。
屋台の男性は「感染が日ごとに広がっているので、店を休んでいる人もいます」と手持ち無沙汰な様子で話していました。
別の屋台の女性も「売り上げは8割減りました。それでも生活があるので店を開くしかありません」と話していました。

・台湾 コロナ感染者の接触者たどる新ツール“5秒で手続き完了”
＜NHK　2021年5月20日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210520/k10013040811000.html?utm_int=all_side_ranking-social_005

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>
・「大阪化」どう防ぐ　変異株検査「さらに」
＜朝日新聞　2021年5月19日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5L7DC0P5LUZOB001.html
　山梨大医学部（中央市）で14日、新型コロナウイルスの医療体制について話し合う緊急シンポジウムが開かれた。大阪府に派遣された看護師が、深刻な人手不足に陥っている現状を報告。変異株の流行をつかむため、同大学を活用した検査拡充の提案もあった。
　大阪の状況を報告したのは、集中治療室（ICU）看護師の田中大登さんと山本雅弘さん。
　田中さんは今月1〜7日、関西医大総合医療センターに派遣された。重症者の受け入れ要請が相次ぎ、病床確保のため体外式膜型人工肺（ECMO〈エクモ〉）は使っていなかったと説明した。1人で3〜4人の患者をケアし、「業務に追われ、患者さんを個別にみる余裕がなかった」と振り返った。
　大阪コロナ重症センターに先月派遣された山本さんも、休憩が十分にとれなかったと報告。患者が適切な治療・看護を受けられなくなっており、10日間で6人が亡くなった。「マンパワーが足りず、家族への連絡が滞ることもあった」と語った。
　報告を受け付属病院の医師たちも危機感をあらわにした。
　重症患者をみている森口武史・救急部長は「大学病院、救命センターでありながらエクモをあきらめざるを得ないのは衝撃的。医療崩壊している」。
　県感染症対策センター（県CDC）のメンバーでもある井上修・感染制御部副部長は、人口などをもとに大阪の現状を山梨にあてはめると、1週間の感染者が約600人となるとのシミュレーションを示した。うち2割が肺炎となり、人工呼吸器やエクモを使う患者が約30人出るという。
　感染拡大を食い止めるためには、ワクチン接種の推進、医療・検査体制の拡充が重要だと述べ、現在の変異株への対応は「不十分」だと指摘。「どれくらい流行しているのかをイメージしながら先手を打つ必要がある。独自に遺伝子を解析して、効果的な対策を立てることが大事だ」と語った。現在、国の機関に検体を送って分析しているが、学内に設ける「感染ゲノム解析センター」の活用を提案した。
　山梨大では現在、4人目の看護師を大阪府に派遣しており、来週からは2人ずつを派遣する。島田真路学長はシンポの終了後、「山梨も気を緩めると、感染が広がる可能性があり油断できない。変異株の分析は大学でもできるので依頼してほしい。インド株など分析の範囲をもっと広げ、実態をつかんでいくべきだ」と語った。
****
[3] <u>代替フロン分野での2050CNに向けた今後の取組の方向性について-とりまとめ</u>
＜経済産業省　2021年5月10日＞
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/flon_godo/20210510_report.html
代替フロン分野での2050CNに向けた今後の取組の方向性について　→

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/flon_godo/pdf/20210510_1.pdf

****

[4] ***健康安全***

◇健康増進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 97 号）

［官報］ 令和 3 年 5 月 19 日　号外　第 109 号　124 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210519/20210519g00109/20210519g001090124f.html

○厚生労働省令第 97 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十九条の四の規定に基づき、健康増進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 5 月 19 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

健康増進法施行規則の一部を改正する省令

健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（健康増進事業に関する情報の提供の求め） 第四条の三　法第十九条の四第一項の規定により市町村が他の市町村（同項に規定する他の市町村をいう。以下この条において同じ。）に対して提供を求めることができる情報は、当該他の市町村が住民に対して行った前条各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事業（以下この条において「検診」という。）に関する情報のうち、次に掲げるものとする。 一　検診（精密検査（既に行われた検診の結果に基づき、より精密なものとして行われる検診をいう。第三号において同じ。）を除く。次号において同じ。）の受診の有無 二　検診を受診している場合にあっては、次に掲げる情報 イ　当該受診の年月日 ロ　当該検診を実施した機関の名称 ハ　当該受診時における当該住民の年齢 ニ　当該検診が当該住民に対して個別的に実施されたものであるか又は集団的に実施されたものであるかの別 ホ　当該検診の結果	（新設）
（健康増進事業に関する情報の提供の求め） 第四条の三　法第十九条の四第一項の規定により市町村が他の市町村（同項に規定する他の市町村をいう。以下この条において同じ。）に対して提供を求めることができる情報は、当該他の市町村が住民に対して行った前条各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事業（以下この条において「検診」という。）に関する情報のうち、次に掲げるものとする。	（新設）

一　検診（精密検査（既に行われた検診の結果に基づき、より精密なものとして行われる検診をいう。第三号において同じ。）を除く。次号において同じ。）の受診の有無 二　検診を受診している場合にあっては、次に掲げる情報 イ　当該受診の年月日 ロ　当該検診を実施した機関の名称 ハ　当該受診時における当該住民の年齢 ニ　当該検診が当該住民に対して個別的に実施されたものであるか又は集団的に実施されたものであるかの別 ホ　当該検診の結果	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[5] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 5 月 13 日＞

http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/index.htm

****

[6] ***肥料***

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 834 号）

［官報］　令和 3 年 5 月 20 日　本紙　第 495 号　7～8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210520/20210520h00495/20210520h004950007f.html

肥料の新規登録 17 件が公示された。

◇有機質資材と被覆尿素肥料の窒素肥効を見える化するウェブサイトを公開

ー化学肥料の使用低減に役立ちますー

＜国立環境研究所　2021 年 5 月 20 日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20210513-2/20210513-2.html

****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第 202 号)

［官報］　令和 3 年 5 月 19 日　本紙　第 494 号　5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210519/20210519h00494/20210519h004940005f.html

審査手続きを経た物：キシラナーゼ

◇特定保健用食品の表示許可について

＜消費者庁　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024211/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_210519_06.pdf

消費者庁では、本日、健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

該当食品：キレートレモンプラス カルシウムサプライ　　ポッカサッポロフード＆ ビバレッジ株式会社

清涼飲料水　　カルシウム

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和 3 年 5 月 13 日生食発 0513 第 1 号）

＜厚生労働省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210513I0010.pdf

---

◇食品安全情報（化学物質）　No.10(2021)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2021 年 5 月 13 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202110c.pdf

食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇みどりの食料システム戦略の策定について

＜農林水産省　2021 年 5 月 12 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/210512.html

我が国の食料・農林水産業は、気候変動やこれに伴う大規模自然災害、生産者の高齢化や減少等の生産基盤の脆弱化、新型コロナを契機とした生産・消費の変化への対応など大変厳しい課題に直面しています。一方、様々な産業で、SDGs や環境への対応が重視されるようになり、我が国の食料・農林水産業においても的確に対応していく必要があること、また、国際的な議論の中で、我が国としてもアジアモンスーン地域の立場から、新しい食料システムを提案していく必要があることから、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務の課題となっています。

このため、農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、本日「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」を策定しました。

「みどりの食料システム戦略」の概要

「みどりの食料システム戦略」では、2050 年までに目指す姿として、

1. 農林水産業の CO2 ゼロエミッション化の実現
2. 化学農薬の使用量をリスク換算で 50%低減
3. 化学肥料の使用量を 30%低減
4. 耕地面積に占める有機農業の取組面積を 25%、100 万 ha に拡大
5. 2030 年までに持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現
6. エリートツリー等を林業用苗木の 9 割以上に拡大
7. ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率 100%を実現 等

の目標を掲げました。

◇「気候非常事態宣言」　世界各地の国会や地方議会で次々

＜朝日新聞　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5K6TWSP5KPLBJ00C.html

気候変動による危機が迫っているとして、国会などで気候非常事態を宣言する国が相次いでいる。日本でも昨年 11 月に衆参両院が宣言を採択したほか、韓国、ニュージーランド、カナダ、バングラデシュなど 15 カ国の国会と欧州連合（EU）議会がこれまでに宣言した。社会全体で危機感を共有し、対策を加速させる狙いがある。

世界の気候非常事態宣言のデータを収集、公表しているオーストラリアの民間組織「CEDAMIA（セダミア）」によると、18 日時点で、議会や政府で承認する手続きが終わり、国レベルで非常事態宣言をしたのは 15 カ国と EU。地方議会や自治体レベルの宣言も含めると、2 千近くにのぼり、国レベルか自治体のいずれかで宣言があるのは 34 カ国・地域という。

CEDAMIA は、議会や政府での手続きが完了していないとして、英国とポルトガルを国レベルでの宣言に含めていないが、英国は野党・労働党議員の動議が可決、ポルトガルは政府が承認していないが議会は可決した。

宣言は英国やカナダ、韓国の…

◇「排出ゼロ」可能？国際機関が描く 2050 年の世界

＜朝日新聞　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5L7FYXP5LULBJ00K.html

2050 年には再生可能エネルギーが電気の 9 割を作り、化石燃料を使うのはプラスチックなど一部の製品製造に

とどまる――。国際エネルギー機関（IEA）は18日、世界各国が2050年に温室効果ガス排出の実質ゼロを実現するシナリオをまとめた報告書を公表した。石油危機をきっかけに設立されたIEAが、脱化石燃料を鮮明にした。

会見したファティ・ビロル事務局長は「今は8割のエネルギーが化石燃料由来だが、2050年にはクリーンエネルギーに占められる全く違う世界になる」「2050年実質排出ゼロは狭い道筋だが、政府が直ちに思い切った行動を取れば、実現可能だ」と述べた。

報告書によると、実質排出ゼロのためには、今後10年で太陽光と風力の年間新設量を2020年の4倍に拡大するほか、年間4%の省エネを進める必要があるとした。現在年間2兆ドル（220兆円）のエネルギー関連投資を5兆ドルに増額することが求められるが、年間のGDP成長率を0・4%押し上げ、数千万の雇用も作るという。

「２０３５年、エンジン車発売禁止を」

報告書では各国政府が目指すべき400以上の中間目標を例示。今年中の「新たな石油ガス、石炭開発の承認禁止」をうたい、30年には「先進国で二酸化炭素の回収・利用・貯留設備（CCUS）なしの石炭火力の廃止」、35年には「内燃エンジン車の販売禁止」や「先進国での発電部門の実質排出ゼロ」などをあげた。

ビロル氏は「実質ゼロへの競争」だと表現。「競争だがそれぞれの国が異なるスタート地点から競う。また、他国との競争ではなく、時間との競争だ。全ての国がゴールしなければ、誰も勝てない」と、国際協力の重要性を強調した。

◇「原発が絶対に不可欠」　米大統領補佐官が温暖化対策で明言

＜産経ニュース　2021年5月19日＞　https://www.sankei.com/world/news/210519/wor2105190014-n1.html

****

[9] ***環境安全関係***

◇つくば大気質モニタリングデータ（2020年分）の公開を開始しました

＜国立環境研究所　2021年5月10日＞　https://www.nies.go.jp/aqrs/index.html

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件（案）に対する意見募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2021年5月14日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210005&Mode=0

◇鉛に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2021年5月12日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_namari_lead_030512.html

◇ピラフルフェンエチルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2021年5月12日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_no_pyraflufen-ethyl_030512.html

◇フルフェノクスロンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2021年5月12日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc2_no_flufenoxuron_030512.html

---

◇令和3年度「子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業」（学校における生命（いのち）の安全教育推進事業）の公募について（二次募集）

＜文部科学省　2021年5月19日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af20acxgtwnu2fbH

[公募結果、意見募集結果]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（ジエトフェンカルブ等４品目）の残留基準の設定又は改正）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

＜厚生労働省　2021 年５月 13 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200397&Mode=1

◇「「みどりの食料システム戦略」中間取りまとめについての意見・情報の募集」の結果について

＜農林水産省　2021 年５月 13 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=550003303&Mode=1

[調査予定]

◇2022 年度外国人留学生担当者の連絡先確認調査について

＜文部科学省　2021 年５月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af20acxgtwnu2fbI

****

[11] *その他省庁発表*

◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（法律第 34 号）

［官報］　令和３年５月 19 日　号外　第 109 号　16～20 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210519/20210519g00109/20210519g001090016f.html

あらまし

https://kanpou.npb.go.jp/20210519/20210519g00109/20210519g001090002f.html

◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（法律第 34 号）（農林水産省）

１　目的

この法律は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

２　定義

㈠　「畜舎等」とは、畜舎（家畜の飼養の用に供する施設及びこれに関連する施設として農林水産省令で定める施設をいう。）及び堆肥舎をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　「建築等」とは、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢「技術基準」とは、畜舎等の敷地、構造及び建築設備について、継続的に畜産経営を行う上で、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと等を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準をいうこととした。（第二条第三項関係）

㈣「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について、継続的に畜産経営を行う上で、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために必要なものとして主務省令で定める基準であって、畜舎等における一日当たりの滞在者数及び滞在時間の制限、災害時の避難経路の確保並びに避難訓練の実施その他の災害による被害の防止又は軽減に資する取組について定めるものをいうこととした。（第二条第四項関係）

３　畜舎建築利用計画の認定等

㈠　畜舎建築利用計画の認定

⑴　畜舎等について、その敷地、構造及び建築設備が技術基準に適合するように建築等をし、及び利用基準に従って利用しようとする者（⑷において「申請者」という。）は、当該畜舎等の建築等及び利用に関する計画（以下「畜舎建築利用計画」という。）を作成し、これを当該畜舎等の工事施工地又は所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができることとした。（第三条第一項関係）

⑵ 畜舎建築利用計画には、畜舎等の種類・所在地・規模・間取り、畜舎等の敷地、構造及び建築設備、畜舎

等の利用の方法等（その床面積が、主務省令で定める規模以下である畜舎等（⑶において「特例畜舎等」という。）にあっては、畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する事項を除く。）を記載しなければならないこととした。（第三条第二項関係）

⑶ 都道府県知事は、⑴の認定の申請に係る畜舎建築利用計画が技術基準及び利用基準等（特例畜舎等にあっては、技術基準を除く。）に適合すると認めるときは、その認定をすることとした。（第三条第三項関係）

⑷ 都道府県知事は、申請者が家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者に該当するとき等は、⑴の認定をしてはならないこととした。（第三条第四項関係）

㈡基準適合義務等認定畜舎等（㈠の⑴の認定を受けた畜舎建築利用計画に係る畜舎等をいう。以下同じ。）の敷地、構造及び建築設備は、技術基準に適合するものでなければならないこととし、㈠の⑴の認定を受けた者は、利用基準に従って認定畜舎等を利用しなければならず、また、認定畜舎等の用途を変更して畜舎等以外のものとしてはならないこととした。（第七条関係）㈢ 建築基準法令の適用除外認定畜舎等については、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、適用しないこととした。（第一二条関係）

４　雑則

この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とすることとし、この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とすることとした。（第二三条関係）

５　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇厚生労働科学研究費補助金等取扱規程及び調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 203 号）

［官報］　令和３年５月 19 日　本紙　第 494 号　６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210519/20210519h00494/20210519h004940006f.html

○厚生労働省・文部科学省告示第 203 号

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和三年厚生労働省・経済産業省告示第一号）の施行に伴い、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程及び調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和３年５月 19 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程及び調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針の一部を改正する告示

（厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部改正）

第一条　厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（交付の条件） **第 12 条**　補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。 ⑴　（略） ⑵　研究者等は、研究事業及び推進事業の遂行に当たり、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 31 年厚生労働省告示第　８号）、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和３年文部　　科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）等の研究に関係する指針等を遵守しなければならないこと。	（交付の条件） **第 12 条**　補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。 ⑴　（略） ⑵　研究者等は、研究事業及び推進事業の遂行に当たり、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 31 年厚生労働省告示第 48 号）、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第３号）等の研究に

⑶～⒃　（略） ２・３　（略）	関係する指針等　　を遵守しなければならないこと。 ⑶～⒃　（略） ２・３　（略）

（調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針の一部改正）

第二条　調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針（平成二十七年厚生労働省告示第四百七十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第一　調査研究を行う者が調査研究対象者に係る当該がんに係る情報を取得することについてのインフォームド・コンセントの取得等の実施 がんに係る調査研究を行う者が、施行日前に開始された当該がんに係る調査研究において、調査研究対象者から当該研究に参加することについて同意を得る際に、調査研究対象者を追跡し、調査研究対象者に係る当該がんに係る情報を取得することについて、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和三年文部科学省･厚生労働省･経済産業省告示第一号）第４章に即して、調査研究対象者等（調査研究対象者並びに調査研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該調査研究対象者ががんに係る情報の取得に係るインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該調査研究対象者の代わりにインフォームド・コンセントを与えることができる者をいう。以下同じ。）からインフォームド・コンセントの取得等を実施していること。	第一　調査研究を行う者が調査研究対象者に係る当該がんに係る情報を取得することについてのインフォームド・コンセントの取得等の実施 がんに係る調査研究を行う者が、施行日前に開始された当該がんに係る調査研究において、調査研究対象者から当該研究に参加することについて同意を得る際に、調査研究対象者を追跡し、調査研究対象者に係る当該がんに係る情報を取得することについて、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（令和三年文部科学省･厚生労働省告示第三号）第５章に即して、調査研究対象者等（調査研究対象者並びに調査研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該調査研究対象者ががんに係る情報の取得に係るインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該調査研究対象者の代わりにインフォームド・コンセントを与えることができる者をいう。以下同じ。）からインフォームド・コンセントの取得等を実施していること。

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、令和三年六月三十日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示の適用前に調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針（以下この条において「指針」という。）に基づき実施されたインフォームド・コンセントの取得等については、この告示による改正後の指針　　の規定に基づき実施されたものとみなす。

****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会　要指導・一般用医薬品部会を開催します　　６月２日、Ｗｅｂ会議、非公開

＜厚生労働省　2021 年５月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Z58QUYQ9AzKwDvL1Y

・化学物質審議会第２０７回審査部会（Web 審議）　　５月 21 日、Web

＜経済産業省　2021 年５月 19 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/39807

1. 新規化学物質の審議について
2. その他

・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会第１８回電気用品整合規格検討ワーキンググループ　　5 月 26 日
＜経済産業省　2021 年 5 月 19 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/39786
　　整合規格案の確認について
・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（第 27 回）　　5 月 28 日
＜経済産業省　2021 年 5 月 19 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/39788
1. ユーラス西目ウインドファームの風車火災事故に関する報告について
2. JRE 酒田風力発電所の風車火災事故に関する報告について
3. 輪島コミュニティウインドファームのブレード破損事故に関する報告について
4. 東伯風力発電所事故に関する対応について
・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（令和 3 年度第 2 回）の開催について　5 月 26 日、Web 会議
＜文部科学省　2021 年 5 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af20acxgtwnu2fbG
（1）児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議まとめ（案）
（2）その他

[開催記録、報告、資料等]
・令和３年４月 30 日　第 57 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第４回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　4 月 30 日
＜厚生労働省　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6RGe3wqzjbw-gHh7Y
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　5 月 12 日
＜厚生労働省　2021 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=DfV6O-5XaVjaZJ6fY
（1）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（2）その他
・第 5 回「カーボンニュートラルに向けた自動車政策検討会」を開催します　　5 月 19 日、WEB 会議
＜経済産業省　2021 年 5 月 19 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210518004/20210518004.html?from=mj
　　カーボンニュートラルに向けた自動車政策検討会　ヒアリング結果まとめ
****

[付録]
◇デジタル社会形成基本法及び関連法
○デジタル社会形成基本法（法律第 35 号）
　　［官報］　令和 3 年 5 月 19 日　号外　第 109 号　20～24 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210519/20210519g00109/20210519g001090020f.html
あらまし
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210519/20210519g00109/20210519g001090002f.html
◇デジタル社会形成基本法（法律第 35 号）（内閣官房）
1　総則について定めることとした。
㈠　目的
　　この法律は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びにデジタル庁の設置及びデジタル社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済

の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

この法律において「デジタル社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること（以下「情報通信技術を用いた情報の活用」という。）により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいうこととした。（第二条関係）

２　基本理念について定めることとした。

㈠　全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現

デジタル社会の形成は、全ての国民が、高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用を行うことにより、デジタル社会におけるあらゆる活動に参画し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならないこととした。（第三条関係）

㈡　経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化

デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、経済活動の促進、中小企業者その他の事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上、多様な事業の創出並びに多様な就業の機会その他労働者がその有する能力を有効に発揮する機会の増大をもたらし、もって経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならないこととした。（第四条関係）

㈢　ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現

デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、国民の立場に立って、国民生活の全般にわたる多様なサービスの価値を高め、及びその新たな価値を生み出すことにより、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大が図られ、もってゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならないこととした。（第五条関係）

㈣　活力ある地域社会の実現等

デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現、地域社会の持続可能性の確保及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならないこととした。（第六条関係）

㈤　国民が安全で安心して暮らせる社会の実現

デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態に迅速かつ適確に対応することにより、被害の発生の防止又は軽減が図られ、もって国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものでなければならないこととした。（第七条関係）

㈥　利用の機会等の格差の是正

デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が着実に図られなければならないこととした。（第八条関係）

㈦　国及び地方公共団体と民間との役割分担

デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法第二条に規定する公共サービスをいう。）における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとすることとした。（第九条関係）

㈧　個人及び法人の権利利益の保護等

デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされるとともに、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保が図られなければならないこととした。（第一〇条関係）

㈨　情報通信技術の進展への対応

デジタル社会の形成に当たっては、情報通信技術の進展について、適確かつ積極的に対応しなければならないこととした。（第一一条関係）

（一〇）　社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応

デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならないこととした。（第一二条関係）

３　国、地方公共団体及び事業者の責務等について定めることとした。

㈠　国、地方公共団体及び事業者の責務

⑴　国は、２に定めるデジタル社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第一三条関係）

⑵　地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第一四条関係）

⑶　国及び地方公共団体は、デジタル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこととした。（第一五条関係）

⑷　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとすることとした。（第一六条関係）

㈡　法制上の措置等

政府は、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第一七条関係）

㈢　統計等の作成及び公表

政府は、デジタル社会に関する統計その他のデジタル社会の形成に資する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により随時公表しなければならないこととした。（第一八条関係）

㈣　国民の理解を深めるための措置等

政府は、広報活動等を通じてデジタル社会の形成に関する国民の理解を深めるとともに、デジタル社会の形成に関する施策の策定及び実施に当たって広く国民の意見が反映されるよう、必要な措置を講じなければならないこととした。（第一九条関係）

４　施策の策定に係る基本方針について定めることとした。

㈠　施策の一体的な推進（第二〇条関係）

㈡　世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成（第二一条関係）

㈢　多様な主体による情報の円滑な流通の確保（第二二条関係）

㈣　高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保（第二三条関係）

㈤　教育及び学習の振興（第二四条関係）

㈥　人材の育成（第二五条関係）
㈦　経済活動の促進（第二六条関係）
㈧　事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上（第二七条関係）
㈨　生活の利便性の向上等（第二八条関係）
㈩　国及び地方公共団体が保有する情報の活用（第三〇条関係）
（十一）　国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用（第三〇条関係）
（十二）　公的基礎情報データベースの整備等（第三一条関係）
（十三）　公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上（第三二条関係）
（十四）　サイバーセキュリティの確保等（第三三条関係）
（十五）　国際的な協調及び貢献（第三四条関係）
（十六）　研究開発及び実証の推進（第三五条関係）

５　基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため、別に法律で定めるところにより、内閣に、デジタル庁を置くこととした。（第三六条関係）

６　政府は、デジタル社会の形成に関する重点計画を作成しなければならないこととした。（第三七条関係）

７　高度情報通信ネットワーク社会形成基本法は、廃止することとした。（附則第二条関係）

８　この法律は、令和三年九月一日から施行することとした。

〇デジタル庁設置法（法律第 36 号）

［官報］　令和 3 年 5 月 19 日　号外　第 109 号　24～34 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210519/20210519g00109/20210519g001090024f.html

あらまし

https://kanpou.npb.go.jp/20210519/20210519g00109/20210519g001090004f.html

---

〇デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第 37 号）

［官報］　令和 3 年 5 月 19 日　号外　第 109 号　34 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210519/20210519g00109/20210519g001090034f.html

あらまし

https://kanpou.npb.go.jp/20210519/20210519g00109/20210519g001090004f.html

********** 以上 **********